

生活保護改正法案に強く反対する会長声明

政府は、生活保護法の一部を改正する法律案（以下「改正案」という。）を本年5月17日に閣議決定したが、特に以下の2点について重大な問題がある。

まず、現行生活保護法24条1項は保護の申請を書面による要式行為とせず、保護の要否判定に必要な書類の添付も申請の要件としていないため、口頭による保護申請も認められるとする裁判例も確立している（平成13年10月19日大阪高裁判決、平成25年2月20日さいたま地裁判決など）が、改正案24条1項は、保護の開始の申請に「要保護者の資産及び収入の状況」その他「厚生労働省令で定める事項」を記載した申請書の提出が必要とし、同条2項では、申請書には保護の要否判定に必要な「厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない」としている。現実の保護受給者の多くが高齢者、障害者、疾病を抱えている人であることからすると、保護申請権の行使に大きな制限を加え、自力では申請自体が困難な事例が続出するものと想定される。

次に、現行法4条2項で扶養義務者の扶養は保護に「優先」するが、「扶養を受けられないこと」が保護の要件ではないことから、現行法は29条において、扶養義務者へは「必要があるときに調査」等とされているところ、改正案24条8項は、保護の実施機関に対し、保護開始の決定をしようとするときは、扶養義務者への事前通知を別途義務づけている。現行法の下においても、扶養義務者への通知による親族間のあつれきやスティグマ（恥の烙印）を恐れて申請を断念する場合は少なくないといわれているが、必要性の考慮もなく通知を義務づけることは、保護申請に対する萎縮的効果を不必要に高める。

昨年に佐賀県で開催された日本弁護士連合会の人権擁護大会において、自殺に追い込む社会的要因の排除を決議したばかりであるが、以上の2点はその精神に逆行し、保護申請権に対する事実上の不当な制限であって、強く反対する。

2013（平成25）年5月20日

佐賀県弁護士会 会長 桑原貴洋